

大分県最低賃金 **899 円**

7月有効求人倍率 **1.31倍**

相談専用ダイヤル 0120-601-540
 携帯・スマホから 097-532-3040



大分県最低賃金が改定されます

**必ずチェック
最低賃金!**
 使用者も、労働者も。

令和6年10月5日から
 大分県の最低賃金(地域別)は

1時間 954円

現行(899円)から55円の引き上げ

※最低賃金額は、正社員、パート、アルバイト等を問わず、大分県内で働くすべての労働者に適用されます
 お問い合わせ先 大分労働局労働基準部賃金室 (TEL097-536-3215) 又はお近くの労働基準監督署

8月27日、大分労働局長は、大分県最低賃金(地域別)について、8月9日の大分地方最低賃金審議会の答申のとおり、「**時間額954円**」(引上げ額55円)とすることに決定しました。
 決定した大分県最低賃金額は、10月5日から効力が発生し、鉄鋼業などの特定最低賃金の適用労働者を除く、県内の臨時・パート・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。

最低賃金引上げに伴う事業者向け相談窓口
 (大分県商工観光労働部雇用労働室内)

TEL 097-506-3357
 受付時間 8時30分～17時15分
 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

「大分県物価高騰対応業務改善奨励金」をご活用ください

大分県では、生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業場を対象に奨励金を支給する「大分県物価高騰対応業務改善奨励金」を実施しています。

また、業務改善助成金の申請に係る社会保険労務士等への報酬費用についても10万円を上限に支給します。

◆対象者

下記全てを満たしている事業者が対象です。

- ① 大分県内に事業場を設置している中小企業・小規模事業者(個人事業者を含む)であること。
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差50円以内(時給899円～949円)であること。
(令和6年10月5日から最低賃金954円に改定 改定後は時給954円～1,004円)
- ③ 令和5年4月1日以降に大分労働局へ「業務改善助成金」の交付申請を行い、令和7年1月31日までにその交付決定を受け、令和7年3月14日までに当該助成金の交付額確定の通知を受けていること。

詳しくは県のホームページもしくは下記申請窓口にて確認ください。

●県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/gyoumukaizen-syoureikin2024.html>

大分県 業務改善奨励金

申請窓口

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班
 TEL 097-506-3354・3353

- 目次**
- P1 大分県最低賃金 改定
 - P2 連合大分 2025年度当初予算編成要請書提出
大分県労連第36回定期大会開催
社会保険加入対象企業拡大 51人以上
 - P3 フリーランス・事業者間取引適正化等法施行
年次有給休暇取得促進期間
 - P4 令和7年度 公共職業訓練学生・訓練生募集

- P5 「就業環境整備改善セミナー開催」お知らせ
令和6年度後期技能検定実施
- P6 若年技能者育成企業支援事業費補助金
過労死等防止啓発月間
働き方のトラブル集中労働相談会
- P7 労政・相談情報センターからのお知らせ
主要労働経済指標
- P8 悩まず どんとこい労働相談週間
労委だより



大分県人権啓発イメージキャラクター
 こころちゃん

連合大分 2025年度当初予算編成に関わる要請書を知事へ提出

連合大分（石本健二会長）は、9月6日（金）に会長ほか関係者9名が県庁を訪れ、2025年度予算編成に関わる要請書を佐藤樹一郎知事に手交し、雇用の安定・子育て支援の強化をはじめとする最重点項目などを予算編成に反映させるよう要請しました。

石本会長は「働く者、生活者の立場から要請事項をとりまとめた。ぜひ2025年度の予算編成に反映していただきたい。」とあいさつしました。

佐藤知事は、最重点要請の7項目について回答した後、「2025年度予算編成に向けて、本日の政策提言も踏まえ議論を重ねていく。」としました。

今後は、要請書に記載された全91項目のうち、重点項目について10月に関係部局長と連合大分関係者との協議を行い、全項目の文書回答を12月に行う予定です。

○最重点要請項目（6分野7項目）

- 1 ものづくり基盤と人材育成の強化
- 2 雇用の安定と創出策の強化
- 3 農林水産業政策
- 4 子育て支援の強化
- 5 地球温暖化防止策の推進
- 6 投票しやすい環境の整備、
カスタマーハラスメントの防止対策の推進



大分県労連第36回定期大会開催

大分県労働組合総連合（川路潔議長）は9月8日（日）、大分市の大分県保険医会館で、現地とWebの両方から参加できるハイブリッド形式で第36回定期総会を開催し、代議員42名が参加しました。

大会では児玉圭史事務局長から、賃上げと労働時間短縮によるゆとりある生活と労働条件の抜本的な改善の要求実現、労働相談センターや単産・地域労組の連携の活性化及び地区労連の結成と運動の推進による組織拡大・強化の取り組みなどの2025年度運動方針案が提案され、質疑や各労組の取組報告など活発に議論が交わされたのち、全ての議案が承認されました。

また、今回の役員改選で、議長には建交労（全日本建設交運一般労働組合）大分県本部の川路潔氏が再任され、また、事務局長には、安藤嘉洋氏が新任されました。



従業員51人以上の企業等で働くパート・アルバイトの方も 社会保険の加入対象となります

令和6年10月～

令和6年10月から社会保険の適用範囲が拡大され、従業員数（厚生年金保険被保険者数）が「51～100人」の企業等で働く従業員の方についても適用対象となりました。

これにより、51人以上の企業等で働くパート・アルバイトの方については、以下の要件を満たせば社会保険加入義務が発生することとなります。

○社会保険が適用される従業員の主な加入要件

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 雇用期間が継続して2か月を超えることが見込まれること
- ③ 所定内（残業代、賞与、臨時的賃金を含まない）月額賃金8万8千円以上
- ④ 学生でないこと

なお、従業員数50人以下の企業等においても、従業員と企業等が合意することなどで加入することができます。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「社会保険適用拡大特設サイト」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>



フリーランスの取引に関する新しい法律が施行されます

令和6年11月1日～

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る「フリーランス」と言われる方々が、安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和6年11月1日に施行されます。

1. 法律の目的

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

2. 法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

- ・フリーランス…業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
- ・発注事業者…フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

3. 法律の内容（義務項目）

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 禁止行為
- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

※発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

（①～③は公正取引委員会・中小企業庁、④～⑦は厚生労働省（都道府県労働局）所管）

発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

項目①～③について 公正取引委員会・中小企業庁
項目④～⑦について 厚生労働省
大分労働局雇用環境・均等室
(097-532-4025)



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

内閣官房
Cabinet Secretariat

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年休取得促進
特設サイト▶



令和7年度 公共職業訓練(工科短期大学校、高等技術専門校、竹工芸訓練センター) 学生・訓練生募集

県では、高等学校を卒業した者(中等教育学校の後期課程を含む)や令和7年3月卒業見込みの者、求職中の方や新たに職業に就こうとしている方など、就職に向けて必要な知識・技能を学んでいただくため職業訓練を実施しています。

校・科によって、対象者や申込み方法等が異なるため、詳しくは、各公共職業訓練施設へお問い合わせください。

大分県立工科短期大学校		3系6コース制で、企業から求められるエンジニアを育成しています。 就職率は、開校以来ほぼ100%を誇ります。		
系名	定員	修学年限	出願期間	選考試験
機械システム系	30名	2年	【推薦入試】 前期 令和6年9月19日(木)～9月30日(月) 後期 令和6年11月1日(金)～11月15日(金) 【一般入学試験】 前期 令和7年1月6日(月)～2月5日(水) 後期 令和7年2月27日(木)～3月12日(水)	【推薦入学試験】 前期 令和6年10月9日(水) 後期 令和6年11月27日(水) 【一般入学試験】 前期 令和7年2月12日(水) 後期 令和7年3月18日(火)
電気・電子システム系	30名			
建築システム系	20名			
お問合せ		大分県立工科短期大学校 Ⅱ 0979-23-5500 Fax 0979-23-7001		

職業能力開発校		授業料無料で、就職に有利な技術・技能の習得や資格取得ができる公立の施設です。 地元企業のインターンシップなど、就職支援も充実しています。		
校名	科名	訓練期間	出願期間	選考試験
大分高等技術専門校	メカトロニクス科	2年	【高校新卒入校選考試験】 前期 令和6年9月9日(月)～10月2日(水) 後期 令和6年10月28日(月)～11月13日(水)	【高校新卒入校選考試験】 前期 令和6年10月11日(金) 後期 令和6年11月22日(金)
	電気設備科 自動車整備科 空調配管システム科 木造建築科	1年		
佐伯高等技術専門校	機械加工科 オフィスビジネス科 建築科	1年	【一般入校選考試験】 前期 令和6年11月25日(月)～令和7年1月16日(木) 中期 令和7年1月22日(水)～令和7年2月13日(木) 後期 令和7年2月19日(水)～令和7年3月17日(月)	【一般入校選考試験】 前期 令和7年1月19日(日) 中期 令和7年2月16日(日) 後期 令和7年3月19日(水)
日田高等技術専門校	オフィスビジネス科 ガーデンエクステリア科 ※ガーデンエクステリア科については一般入校選考試験のみ実施	1年		
竹工芸訓練センター	竹工芸科	2年	【一般入校選考試験】 令和6年11月25日(月)～令和7年1月31日(金)	【一般入校選考試験】 令和7年2月16日(日)
お問合せ		大分高等技術専門校 Ⅱ 097-542-3411 Fax 097-586-1121 佐伯高等技術専門校 Ⅱ 0972-22-0767 Fax 0972-22-0773 日田高等技術専門校 Ⅱ 0973-22-0789 Fax 0973-22-6405 竹工芸訓練センター Ⅱ 0977-23-3609 Fax 0977-26-5969		

就職に向けて手に職を!! 公共職業能力開発施設を見学してみませんか? ～オープンキャンパス2024～

上記の各公共職業能力開発施設では、年間スケジュールや講義内容を知っていただき、実際の訓練風景の見学や体験をとおして、職業についての理解を深め、進路決定の参考にしていただくために「オープンキャンパス」を開催します。

中学、高校、大学等を来春卒業予定の方やその保護者、離転職者、一般求職者(教育機関在学中の方も含む)の方々が対象です。詳しい日時・内容等については、各公共職業能力開発施設にお問い合わせください。

オープンキャンパスの内容



概要説明 年間スケジュール、講義内容、募集内容、入校選考試験について、資格や就職について
見学・体験 施設見学、訓練体験実習プチ体験
その他 個別質問、個別相談等

いまどきの労務管理 「就業環境整備改善セミナー（オンライン）」のご案内

厚生労働省は、中小企業や新規に起業された企業の方向けに、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金などの労務管理など、それぞれの事情に応じた適正な就業環境を整備する支援を実施しています。

この支援では、**労務管理の基本的な知識について、専門家による「就業環境整備改善セミナー」**を行います。セミナーは10月からは**オンライン開催**となっています。

また、専門家が相談を伺い、事業場の状況に応じたアドバイスが受けられる「個別支援」も実施しています。経営者・労務管理担当者をはじめ、ご関心をお持ちの方はご参加下さい。

対象者	新規開業した事業所様や新任労務担当者様など、これから労務管理を学ばれる方
実施期間	(オンラインセミナー) 令和6年10月～12月
テーマ	「労務管理の基礎をじっくり学ぶ！」
内容	<p>以下の6つのテーマを3回に分けて開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ●セミナーAコース <ul style="list-style-type: none"> ①労働条件の明示、就業規則の必要性について ②賃金の支払い義務、割増賃金の種類と割増率 ●セミナーBコース <ul style="list-style-type: none"> ③労働保険・社会保険の加入条件、副業・兼業の際の扱いについて ④サブプロク(36)協定、休日・労働時間について ●セミナーCコース <ul style="list-style-type: none"> ⑤有給休暇の取得、退職・解雇について ⑥安全衛生管理、働き方改革の推進について <p>※テーマごとに開催日時が異なります。詳細はホームページや運営事務局にてご確認ください。 (HP『就業環境整備・改善支援事業』で検索)  https://shuugyou.mhlw.go.jp/</p> <div style="text-align: right;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;"> テキスト 受無 講 料料 </div> </div>



令和6年度厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

運営事務局

株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4F
TEL:050-5810-1032(受付/平日 9:00～17:00)

「令和6年度後期技能検定」について

技能検定は、働く人達の技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。また、23歳未満の若年者は2級・3級の実技試験受検手数料が減額されます。

令和6年度の後期技能検定が下記のとおり実施されます

〈受検申請受付期間〉令和6年10月7日(月)から10月18日(金)まで

〈受検申請書について〉大分県職業能力開発協会において配布します。

(大分市大字下宗方字古川1035-1)

※実施職種・受検料等詳細は大分県職業能力開発協会のHPをご覧ください。

HPアドレス <http://www.noukai-oita.com/>

お問合せ

大分県職業能力開発協会 TEL097-542-3651
大分県商工観光労働部 産業人材政策課 TEL097-506-3330

若年技能者の育成に力を入れている企業・団体を応援します！

本県経済の成長を支える重要な存在である中小企業の持続的な発展のためには、若年技能者の育成による生産性向上と技能・技術の継承を図っていくことが極めて重要です。そこで、優秀な技能者の育成と技能の継承に積極的に取り組む企業を大分県が支援します。

若年技能者育成企業支援事業費補助金

従業員の技能検定受検料や材料費等の経費の一部を県が補助します！

- 1 対象者：大分県内の中小企業者
- 2 補助条件：技能士資格について月額1,000円以上の資格手当を設けている又は新設すること
- 3 対象経費：令和6年度後期技能検定受検に要する費用
(受検料、講座受講料、教材費、材料費等)
- 4 補助内容：補助率…上記対象経費の2分の1
補助限度額…1人あたり5万円、1企業あたり50万円(10人分)
※予算に達し次第終了となります
- 5 申請期限：令和6年10月31日(木)必着
※詳細については、大分県ホームページをご確認ください。
(「大分 技能検定補助金」で検索)



お問合せ

大分県商工観光労働部 産業人材政策課 TEL097-506-3330

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

「働き方のトラブル集中労働相談会」大分県労政・相談情報センター

令和6年11月8日(金)～10日(日)

「過労死等防止啓発月間」の取組の一環として、通常の開所時間を拡大し、長時間労働、職場の人間関係、ハラスメントなど働く方々のさまざまな労働問題についてご相談をお受けします。

- 時間 11月8日(金) 8:30～20:00
11月9日(土)・10日(日) 9:00～18:00
- 会場 大分県庁 本館7F 大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内)
※8日(金)の17時15分以降、9日(土)、10日(日)に来所される方は、
本館東側通用口の監視詰所に「労働相談に来た」旨、お伝えください。
- 相談方法 来所相談
電話相談 スマホ・携帯電話からは TEL097-532-3040
固定電話からは TEL0120-601-540(フリーダイヤル)

秘密厳守

相談無料

予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター TEL097-532-3040



『オオイタカテテ!』では、大分の旬で魅力的な地域情報・コアな話題、きらりと光る企業の紹介、大分で働く先輩のインタビューなどを月に2回程度配信しています。
メンバー登録していただいた方には、『オオイタカテテ!』の最新記事に加え、興味があ

る職種の就職関連情報など大分県での就職に役立つ情報をお届けします。

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

『オオイタカテテ!』



大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（10月～11月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。
労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。
出張労働相談	月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 10月17日(木) 別府市役所 5F 大会議室(別府市) 受付 13:30～15:30(相談は16:00まで) 11月20日(水) ホルトホール大分 2F 201会議室(大分市) 受付 13:00～16:00(相談は16:30まで)
労働なんでも相談	労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。 10月23日(水) 10:00～15:00 九重町役場 1F 102会議室(九重町) 10月30日(水) 10:00～15:00 津久見市役所 会議棟会議室(津久見市)
メール相談	来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html
働き方のトラブル 集中労働相談会	11月の『過労死等防止啓発月間』に合わせ、集中労働相談会を実施します。電話相談も可能です。 11月 8日(金) 8:30～20:00 11月 9日(土)・10日(日) 9:00～18:00 会場：県庁本館7階 大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内) ※9日、10日は県庁の閉庁日です。 本館東側出入口の監視室で「労働相談に来た」とお伝えください。

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内)
TEL097-532-3040

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
令和3年平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6
4年平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
5年平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6
令和6年2月	313,408	267,847	308,062	266,340	5,346	1,507	139.7	141.9	128.0	131.5	11.7	10.4
3月	339,957	276,220	312,109	266,067	27,848	10,153	141.9	143.2	129.7	132.8	12.2	10.4
4月	330,504	268,947	316,529	266,664	13,975	2,283	147.5	146.6	135.3	136.6	12.2	10.0
5月	334,010	293,005	315,038	272,236	18,972	20,769	143.6	144.9	132.1	135.1	11.5	9.8
6月	602,589	458,688	317,112	274,267	285,477	184,421	145.6	147.4	134.0	137.2	11.6	10.2
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)R2年=100		鉱工業生産指数(季調済)R2年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
令和3年平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	103.8	309,469		289,318	
4年平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4	320,627		327,046	
5年平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	104.1	318,755		331,993	
令和6年2月	2.26	2.16	1.26	1.40	106.9	105.3	97.4	105.9	307,765		358,197	
3月	2.38	2.08	1.28	1.36	107.2	105.4	101.7	106.7	353,810		346,753	
4月	2.17	1.95	1.26	1.33	107.7	105.7	100.8	108.2	345,020		327,440	
5月	2.16	2.01	1.24	1.31	108.1	106.5	104.4	106.5	318,560		288,412	
6月	2.26	2.04	1.23	1.29	108.2	106.6	100.0	97.6	300,228		301,888	
資料出所	厚生労働省	大分県労働局	厚生労働省	大分県労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値
大分県鉱工業生産指数の令和5年平均は未公表

『悩まず どんとこい労働相談週間』

大分県労働委員会

大分県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労使間トラブルに係る「集中労働相談会」（秘密厳守・無料）を開催します。平日夜間や土日でも相談可能ですので、お気軽にご利用ください。
なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。（平日9時～17時）

【労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて労働委員会の「あっせん」や適切な機関を紹介します。】

1 期 間 令和6年10月1日（火）～10月7日（月）

2 受付時間 平日 9時～20時
（来所の受付は19時まで）
土・日 9時～17時
（来所の受付は16時まで）
※土・日曜日の来所の場合の出入口は
県庁舎本館東側通用口

3 相談の方法
(1) 電話相談 097-536-3650（相談専用ダイヤル）
097-506-5241
097-506-5251
(2) 来所相談 大分県労働委員会事務局（大分県庁舎本館3階）
※来所相談の場合は事前にご連絡ください。



詳細はこちら⇒



◆◆ 労委 だ よ り ◆◆

大分県労働委員会

(1) 取り扱い件数（令和6年7月～8月）

◎労働争議の調整

Table with 5 columns: 種別, 新規 A, 6月から繰越 B, 終結 C, 9月へ繰越 (A+B)-C. Row for 'あっせん' shows 0, 2, 1, 1.

(2) 大分県労働委員会の「あっせん制度」

公正中立 無料 秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように主張や証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

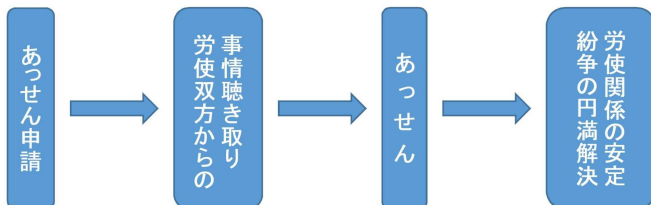
※あっせん員…労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。

●「あっせんの特徴」をご説明します。

- ①申請からあっせん開始に至るまでの手続き費用は無料です。
②原則1日（申請日～あっせん実施日までの期間は除く）で終了しますので、短期間での解決が可能です。
③希望がある場合は、相手方と顔を合わせずに実施することも可能です。
④非公開での実施ですので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを開始できないこともあります。

あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問い合わせください。（平日9時から17時まで労働相談をお受けしています。）



〈お問合せ・ご相談先〉

大分県労働委員会事務局
097-536-3650（相談ダイヤル）
097-506-5241
097-506-5253
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
（県庁舎本館3階）
URL : https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/

「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-0000.html

おおいたの労働

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/